

令和4年8月31日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第54号 | 令和3年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について…………… | 1 |
| 議案第55号 | 令和3年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について…… | 2 |
| 議案第56号 | 令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について… | 3 |
| 議案第57号 | 令和3年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………… | 4 |
| 議案第58号 | 令和3年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について…………… | 5 |
| 議案第59号 | 令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について…………… | 6 |
| 議案第60号 | 令和3年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について…………… | 7 |
| 議案第61号 | 令和3年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について…… | 8 |
| 議案第62号 | 令和3年度秩父市立病院事業会計決算の認定について…………… | 9 |
| 議案第63号 | 令和3年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について…… | 10 |
| 議案第64号 | 秩父市過疎地域持続的発展計画の変更について…………… | 11 |
| 議案第65号 | 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… | 12 |
| 議案第66号 | 秩父市税条例等の一部を改正する条例…………… | 16 |
| 議案第67号 | 秩父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を 改正する条例…………… | 21 |
| 議案第68号 | 秩父市手数料徴収条例等の一部を改正する条例…………… | 22 |

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第69号 | 秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の 公営に関する条例の一部を改正する条例…………… | 25 |
| 議案第70号 | 秩父市地場産業センター条例…………… | 26 |
| 議案第71号 | 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び秩父市清流園条例を 廃止する条例…………… | 32 |
| 議案第72号 | 秩父市及び横瀬町におけるし尿処理等に関する事務の委託の廃止 について…………… | 33 |
| 議案第73号 | 令和4年度秩父市一般会計補正予算（第3回）…………… | 35 |
| 議案第74号 | 令和4年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）…………… | 42 |
| 議案第75号 | 令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）…………… | 47 |
| 議案第76号 | 令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）…………… | 50 |
| 議案第77号 | 令和4年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）…………… | 53 |
| 議案第78号 | 令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）… | 56 |
| 議案第79号 | 令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）…………… | 59 |
| 議案第80号 | 令和4年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）…………… | 62 |

議案第54号

令和3年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度秩父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 5 5 号

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第56号

令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 57 号

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 3 年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 58 号

令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和 3 年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 31 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第59号

令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第60号

令和3年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第61号

令和3年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第62号

令和3年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

令和3年度秩父市立病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第63号

令和3年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
令和3年度秩父市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法
(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により議決を求めるとともに、
令和3年度秩父市下水道事業会計決算について、同法30条第4項の規定により、
別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第64号

秩父市過疎地域持続的発展計画の変更について

秩父市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

令和4年4月1日付けで、旧荒川村の区域が過疎地域として指定されたことから、秩父市過疎地域持続的発展計画について、旧荒川村の区域を追加したいため。

議案第65号

秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 秩父市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年秩父市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第15号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

(秩父市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 秩父市職員の育児休業等に関する条例(平成17年秩父市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当す

るときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合で

あって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期」を「任期」に、「当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に第2条の規定による改正前の秩父市職員の育児休業等に関する条例（以下「旧育休条例」という。）の規定により育児休業等計画書を提出した職員に対する旧育休条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10

条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

人事院規則の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について、所要の改正を行いたいため。

議案第66号

秩父市税条例等の一部を改正する条例

(秩父市税条例の一部改正)

第1条 秩父市税条例（平成17年秩父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同

条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が13万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

第73条の3第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る

第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

（秩父市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 秩父市税条例の一部を改正する条例（令和3年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

秩父市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中秩父市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中秩父市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第2号の規定による改正後の秩父市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

- 第3条 第1条の規定による改正後の秩父市税条例(次項において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の秩父市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の秩父市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第4条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の秩父市税条例第73条の2第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。
- 2 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の秩父市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

地方税法（昭和25年法律第256号）の一部改正に伴い、住宅借入金等控除の延長による改正ほか、所要の改正を行いたいため。

議案第67号

秩父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秩父市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和4年秩父市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第5条第1項中「第2条第1項」を「第2条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

議案第68号

秩父市手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(秩父市手数料徴収条例の一部改正)

第1条 秩父市手数料徴収条例（平成17年秩父市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第24号中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

別表第30号及び第31号を次のように改める。

| | | | |
|---|--|--|---|
| 30 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請に対する審査手数料 | ア 長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次号において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 | 一戸建ての住宅 | 1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 8,000円 (2) 増築又は改築の場合 13,000円 (3) 建築を伴わない場合 13,000円 |
| | | 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。） | 1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 17,000円 (2) 増築又は改築の場合 25,000円 (3) 建築を伴わない場合 25,000円 |
| | イ ア以外の場合 | 一戸建ての住宅 | 1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 57,000円 (2) 増築又は改築の場合 |

| | | | |
|---|--|---------|---|
| | | | <p>85,000円</p> <p>(3) 建築を伴わない場合</p> <p>85,000円</p> |
| | | 共同住宅等 | <p>1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額</p> <p>(1) 新築の場合 127,000円</p> <p>(2) 増築又は改築の場合 194,000円</p> <p>(3) 建築を伴わない場合 194,000円</p> |
| 31 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請に対する審査手数料 | ア 変更後の長期優良住宅建築等計画に係る住宅に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書若しくは同条第4項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 | 一戸建ての住宅 | <p>1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額</p> <p>(1) 新築の場合 4,000円</p> <p>(2) 増築又は改築の場合 6,500円</p> <p>(3) 建築を伴わない場合 6,500円</p> |
| | | 共同住宅等 | <p>1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額</p> <p>(1) 新築の場合 8,500円</p> <p>(2) 増築又は改築の場合 12,500円</p> <p>(3) 建築を伴わない場合 12,500円</p> |
| | イ ア以外の場合 | 一戸建ての住宅 | <p>1棟につき、次に掲げる区分に応じ次に定める額</p> <p>(1) 新築の場合 28,500円</p> <p>(2) 増築又は改築の場合 42,500円</p> |

| | | | |
|--|--|-----------|---|
| | | | (3) 建築を伴わない場合 42,500円 |
| | | 共同住宅 等 | 1棟につき、次に掲げる区 分に応じ次に定める額 (1) 新築の場合 63,5 00円 (2) 増築又は改築の場合 97,000円 (3) 建築を伴わない場合 97,000円 |

(秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秩父市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年秩父市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「令和5年2月19日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第30号及び第31号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、追加となる事務の手数料を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

議案第69号

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成17年秩父市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秩父市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額について、所要の改正を行いたいため。

議案第70号

秩父市地場産業センター条例

(設置)

第1条 地域の商工業を支える地場産業その他の地域産業を担う中小事業者を支援することにより、商工業を振興し、もって地域経済の活性化に寄与するため、秩父市地場産業センター（以下「センター」という。）を秩父市宮側町1番7号に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの利用に関すること。
- (2) その他センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から同月31日までとする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事情がある場合において、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が第5条第1項の許可を取り消したとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、センターを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び指示)

第10条 市長は、利用者の遵守事項を定め、センターの管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第3項の条件又は第9条の規定に違反したとき。

(2) 前条の遵守事項又は指示に従わないとき。

(3) 不正な手段によって第5条第1項の許可を受けたとき。

(4) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより同項に規定する処分を受け、これにより損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第12条 利用者は、センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）の利用を終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第14条 市長は、センターの秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し退去を命ずることができる。

(目的外使用)

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定により、センターの一部を目的外に使用させることができる。

2 前項の規定により目的外の使用の許可を受けた者は、1平方メートルにつき月額4,500円の範囲内で市長が定める額の使用料を納付しなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第3条から第5条まで、第8条、第10条、第11条及び第14条の規定の適用については、これらの規定（第10条を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条及び第4条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得て」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。

(利用料金)

第17条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、法第244条の2第8項の規定により、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「別表に」とあるのは「指定管理者

が」と、第7条及び第8条第1号中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「ときは」とあるのは「ときは、市長の承認を得て」とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による利用の許可、使用料の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第6条、第17条関係)

| 利用区分 | | | 金額 | | |
|------|-------|-------------|-------|---------|----|
| 5階 | 経営研修室 | | 午前 | 5,830円 | |
| | | | 午後 | 7,920円 | |
| | | | 夜間 | 8,910円 | |
| | | | 午前・午後 | 12,870円 | |
| | | | 午後・夜間 | 15,950円 | |
| | | | 全日 | 20,460円 | |
| 4階 | 大ホール | 平日 | 午前 | 11,550円 | |
| | | | 午後 | 17,270円 | |
| | | | 夜間 | 23,100円 | |
| | | | 午前・午後 | 27,280円 | |
| | | | 午後・夜間 | 38,280円 | |
| | | | 全日 | 46,750円 | |
| | | 土曜日、日曜日及び休日 | 午前 | 14,080円 | |
| | | | 午後 | 22,000円 | |
| | | | 夜間 | 28,820円 | |
| | | | 午前・午後 | 34,540円 | |
| | | | 午後・夜間 | 48,180円 | |
| | | | 全日 | 58,410円 | |
| | | | 会議室 | | 午前 |

| | | | |
|---|--------|-------|----------|
| | | 午後 | 3, 630円 |
| | | 夜間 | 4, 180円 |
| | | 午前・午後 | 5, 940円 |
| | | 午後・夜間 | 7, 590円 |
| | | 全日 | 9, 460円 |
| 3階 | 会議室 | 午前 | 4, 730円 |
| | | 午後 | 6, 270円 |
| | | 夜間 | 7, 260円 |
| | | 午前・午後 | 10, 450円 |
| | | 午後・夜間 | 13, 090円 |
| | | 全日 | 16, 720円 |
| 2階 | 展示コーナー | 午前 | 6, 430円 |
| | | 午後 | 8, 030円 |
| | | 午前・午後 | 13, 700円 |
| 上記以外の施設 1平方メートルにつき月額4, 500円の範囲内で市長が定める額 | | | |

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、月曜日から金曜日までのうち休日を除く日をいう。
- 「午前」とは、午前9時から正午までをいい、「午後」とは、午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは、午後5時30分から午後9時までをいい、「午前・午後」とは、午前9時から午後5時までをいい、「午後・夜間」とは、午後1時から午後9時までをいい、「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- この表の規定にかかわらず、市内に住所、事務所又は事業所を有している者（以下「市民等」という。）以外の者が利用する場合（団体利用にあっては、市民等以外の者が利用者の半数以上の場合）の使用料は、この表により算定された額に100分の150を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。
- この表及び前項の規定にかかわらず、営利又は宣伝を目的として利用する場合の使用料は、この表又は前項の規定により算定された額に100分の1

- 30 を乗じて得た額とする。
- 5 大ホールの冷暖房を使用した場合は、この表又は前2項の規定による使用料とは別に、規則で定める額を使用料として徴収する。
- 6 附属設備及び備品の使用料は、規則で定める額とする。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

寄附の申入れがあった地場産業センターの建物について、公の施設として管理運営したいため。

議案第 7 1 号

秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び秩父市清流園条例を廃止する
条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 8 0 号）
- (2) 秩父市清流園条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 8 3 号）

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

し尿の収集及び処理の広域化に伴い、秩父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び秩父市清流園条例を廃止したいため。

議案第72号

秩父市及び横瀬町におけるし尿処理等に関する事務の委託の廃止について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、
令和5年3月31日をもって、秩父市及び横瀬町におけるし尿処理等に関する事務
の委託を廃止することについて議決を求める。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市及び横瀬町におけるし尿処理等に関する事務の委託を廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する第252条の2の2第3項の規定により提出する。

余 白

議案第73号

令和4年度秩父市一般会計補正予算（第3回）

令和4年度秩父市一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,026,747千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,683,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-----------|------------|-----------|------------|
| 11 地方特例交付金 | | 40,000 | 13,443 | 53,443 |
| | 1 地方特例交付金 | 40,000 | 13,443 | 53,443 |
| 12 地方交付税 | | 6,750,000 | 730,992 | 7,480,992 |
| | 1 地方交付税 | 6,750,000 | 730,992 | 7,480,992 |
| 14 分担金及び負担金 | | 166,530 | 12,606 | 179,136 |
| | 1 負担金 | 166,530 | 12,606 | 179,136 |
| 16 国庫支出金 | | 3,912,592 | 405,982 | 4,318,574 |
| | 1 国庫負担金 | 3,033,290 | 1,022 | 3,034,312 |
| | 2 国庫補助金 | 867,353 | 404,960 | 1,272,313 |
| 17 県支出金 | | 1,820,664 | 4,229 | 1,824,893 |
| | 1 県負担金 | 1,122,471 | 218 | 1,122,689 |
| | 2 県補助金 | 501,766 | 3,855 | 505,621 |
| | 3 委託金 | 196,427 | 156 | 196,583 |
| 19 寄附金 | | 161,402 | 280,100 | 441,502 |
| | 1 寄附金 | 161,402 | 280,100 | 441,502 |
| 20 繰入金 | | 1,860,940 | 181,481 | 2,042,421 |
| | 1 繰入金 | 1,860,940 | 181,481 | 2,042,421 |
| 21 繰越金 | | 871,260 | 1,495,028 | 2,366,288 |
| | 1 繰越金 | 871,260 | 1,495,028 | 2,366,288 |
| 22 諸収入 | | 392,352 | 4,743 | 397,095 |
| | 5 雑入 | 181,424 | 4,743 | 186,167 |
| 23 市債 | | 1,794,300 | 101,857 | 1,692,443 |
| | 1 市債 | 1,794,300 | 101,857 | 1,692,443 |
| 歳入 | 合計 | 28,656,449 | 3,026,747 | 31,683,196 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|-----------------|------------|-----------|------------|
| 2 総務費 | | 3,935,675 | 192,463 | 4,128,138 |
| | 1 総務管理費 | 3,288,180 | 159,502 | 3,447,682 |
| | 2 徴 税 費 | 333,009 | 1,233 | 334,242 |
| | 3 戸籍住民基本台帳 費 | 156,736 | 31,728 | 188,464 |
| 3 民生費 | | 11,053,527 | 84,195 | 11,137,722 |
| | 1 社会福祉費 | 5,479,431 | 29,528 | 5,508,959 |
| | 2 児童福祉費 | 4,396,839 | 54,667 | 4,451,506 |
| 4 衛生費 | | 3,031,563 | 136,868 | 3,168,431 |
| | 1 保健衛生費 | 917,204 | 7,350 | 909,854 |
| | 3 清 掃 費 | 596,371 | 3,727 | 600,098 |
| | 4 上水道費 | 1,022,701 | 140,491 | 1,163,192 |
| 6 農林水産業費 | | 612,433 | 19,722 | 632,155 |
| | 1 農 業 費 | 314,296 | 19,126 | 333,422 |
| | 2 林 業 費 | 298,137 | 596 | 298,733 |
| 7 商工費 | | 897,067 | 282,257 | 1,179,324 |
| | 1 商工費 | 897,067 | 282,257 | 1,179,324 |
| 8 土木費 | | 2,157,106 | 3,000 | 2,160,106 |
| | 5 住 宅 費 | 129,404 | 3,000 | 132,404 |
| 9 消防費 | | 1,145,051 | 4,623 | 1,149,674 |
| | 1 消 防 費 | 1,145,051 | 4,623 | 1,149,674 |
| 10 教育費 | | 2,211,373 | 4,042 | 2,215,415 |
| | 4 幼稚園費 | 31,277 | 1,350 | 32,627 |
| | 5 社会教育費 | 416,754 | 2,692 | 419,446 |
| 12 公債費 | | 2,692,147 | 803,703 | 3,495,850 |
| | 1 公債費 | 2,692,147 | 803,703 | 3,495,850 |
| 13 諸支出金 | | 268,629 | 1,496,133 | 1,764,762 |
| | 1 基金費 | 268,629 | 1,496,133 | 1,764,762 |
| 14 予備費 | | 134,687 | 259 | 134,428 |
| | 1 予備費 | 134,687 | 259 | 134,428 |
| 歳 出 合 計 | | 28,656,449 | 3,026,747 | 31,683,196 |

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

| 事 項 | 期 間 |
|----------------------|--------------------|
| 秩父宮記念市民会館舞台技術管理業務委託料 | 令和5年度から 令和7年度まで |
| 学校給食調理・洗浄・配膳業務委託料 | 令和5年度から 令和7年度まで |

(単位：千円)

| 限 度 額 |
|---------|
| 65,340 |
| 529,862 |

第 3 表 地方債補正

(変更)

| 起債の目的 | 補正前 | | |
|------------|---------|------------|---|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 |
| 10 臨時財政対策債 | 400,000 | 普通貸借又は証券発行 | 年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率) |

(単位：千円)

| 償還の方法 | 補 正 後 | | | |
|---|---------|---------|-----|-------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
| 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。 | 298,143 | 補正前に同じ。 | | |

議案第 7 4 号

令和 4 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 4 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,091 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,631,620 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,388 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,398 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 3 1 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入（事業勘定）

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|-----------|--------|-----------|
| 3 県支出金 | | 4,782,948 | 1,015 | 4,783,963 |
| | 1 県補助金 | 4,782,947 | 1,015 | 4,783,962 |
| 6 繰越金 | | 63,312 | 24,076 | 87,388 |
| | 1 繰越金 | 63,312 | 24,076 | 87,388 |
| 歳入合計 | | 6,606,529 | 25,091 | 6,631,620 |

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------------|------------------|-----------|--------|-----------|
| 1 総務費 | | 106,547 | 385 | 106,932 |
| | 1 総務管理費 | 102,126 | 385 | 102,511 |
| 2 保険給付費 | | 4,730,388 | 630 | 4,731,018 |
| | 6 傷病手当諸費 | 0 | 630 | 630 |
| 3 国民健康保険事業 費納付金 | | 1,651,542 | 8,147 | 1,643,395 |
| | 1 医療給付費分 | 1,095,722 | 10,431 | 1,106,153 |
| | 2 後期高齢者支援金 等分 | 391,595 | 6,587 | 385,008 |
| | 3 介護納付金分 | 164,225 | 11,991 | 152,234 |
| 7 諸支出金 | | 22,179 | 7,779 | 29,958 |
| | 2 繰出金 | 14,159 | 7,779 | 21,938 |
| 8 予備費 | | 6,000 | 24,444 | 30,444 |
| | 1 予備費 | 6,000 | 24,444 | 30,444 |
| 歳 出 合 計 | | 6,606,529 | 25,091 | 6,631,620 |

3 歳 入 (診療施設勘定)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------|--------|---------|--------|---------|
| 3 県支出金 | | 8,012 | 25 | 7,987 |
| | 1 県補助金 | 8,012 | 25 | 7,987 |
| 5 繰越金 | | 5,000 | 17,413 | 22,413 |
| | 1 繰越金 | 5,000 | 17,413 | 22,413 |
| 歳 入 | 合 計 | 112,010 | 17,388 | 129,398 |

4 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|---------|--------|---------|
| 1 総務費 | | 76,484 | 2,840 | 79,324 |
| | 1 施設管理費 | 76,364 | 2,840 | 79,204 |
| 4 予備費 | | 3,000 | 14,548 | 17,548 |
| | 1 予備費 | 3,000 | 14,548 | 17,548 |
| 歳 出 合 計 | | 112,010 | 17,388 | 129,398 |

議案第75号

令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）

令和4年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ891,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|---------|-----|---------|
| 3 繰越金 | | 100 | 813 | 913 |
| | 1 繰越金 | 100 | 813 | 913 |
| 歳入 | 合計 | 890,802 | 813 | 891,615 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|---------|-------|---------|
| 3 予 備 費 | | 101 | 813 | 914 |
| | 1 予 備 費 | 101 | 813 | 914 |
| 歳 出 | 合 計 | 890,802 | 813 | 891,615 |

議案第76号

令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）

令和4年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,961,105千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 6 繰入金 | | 1,228,807 | 224 | 1,229,031 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,058,807 | 224 | 1,059,031 |
| 7 繰越金 | | 1 | 218,211 | 218,212 |
| | 1 繰越金 | 1 | 218,211 | 218,212 |
| 歳入合計 | | 6,742,670 | 218,435 | 6,961,105 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 4 基金積立金 | | 16 | 119,395 | 119,411 |
| | 1 基金積立金 | 16 | 119,395 | 119,411 |
| 5 諸支出金 | | 3,003 | 99,040 | 102,043 |
| | 1 償還金及還付加算 金 | 3,002 | 65,338 | 68,340 |
| | 2 繰 出 金 | 1 | 33,702 | 33,703 |
| 歳 出 | 合 計 | 6,742,670 | 218,435 | 6,961,105 |

議案第 77 号

令和 4 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 4 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,376 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 166,840 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 8 月 31 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|---------|--------|---------|
| 5 繰越金 | | 33,500 | 24,376 | 57,876 |
| | 1 繰越金 | 33,500 | 24,376 | 57,876 |
| 歳入 | 合計 | 142,464 | 24,376 | 166,840 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|---------|--------|---------|
| 3 予備費 | | 5,000 | 24,376 | 29,376 |
| | 1 予備費 | 5,000 | 24,376 | 29,376 |
| 歳出 | 合計 | 142,464 | 24,376 | 166,840 |

議案第78号

令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）

令和4年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|---------|-------|---------|
| 6 繰越金 | | 18,000 | 3,023 | 21,023 |
| | 1 繰越金 | 18,000 | 3,023 | 21,023 |
| 歳入 | 合計 | 218,561 | 3,023 | 221,584 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|---------|-------|---------|
| 5 予 備 費 | | 5,000 | 3,023 | 8,023 |
| | 1 予 備 費 | 5,000 | 3,023 | 8,023 |
| 歳 出 | 合 計 | 218,561 | 3,023 | 221,584 |

議案第79号

令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

令和4年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,629千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,150千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月31日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|--------|-------|--------|
| 2 繰越金 | | 16,000 | 2,629 | 18,629 |
| | 1 繰越金 | 16,000 | 2,629 | 18,629 |
| 歳入 | 合計 | 25,521 | 2,629 | 28,150 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|--------|-------|--------|
| 2 予 備 費 | | 14,208 | 2,629 | 16,837 |
| | 1 予 備 費 | 14,208 | 2,629 | 16,837 |
| 歳 出 | 合 計 | 25,521 | 2,629 | 28,150 |

議案第 80 号

令和 4 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 4 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,317 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 336,390 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

令和 4 年 8 月 31 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|---------|--------|---------|
| 2 繰越金 | | 240,000 | 17,317 | 257,317 |
| | 1 繰越金 | 240,000 | 17,317 | 257,317 |
| 歳入 | 合計 | 319,073 | 17,317 | 336,390 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------|-------|---------|--------|---------|
| 1 駐車場費 | | 32,903 | 4,000 | 36,903 |
| | 1 事業費 | 32,903 | 4,000 | 36,903 |
| 2 予備費 | | 286,170 | 13,317 | 299,487 |
| | 1 予備費 | 286,170 | 13,317 | 299,487 |
| 歳 出 | 合 計 | 319,073 | 17,317 | 336,390 |

余 白

第 2 表 継続費補正

(追加)

| 款 | 項 | 事業名 |
|--------|-------|-----------|
| 1 駐車場費 | 1 事業費 | 三峰駐車場管理事業 |

(単位：千円)

| 総額 | 年度 | 年割額 |
|--------|-------|-------|
| 10,000 | 令和4年度 | 4,000 |
| | 令和5年度 | 6,000 |